

4章

中野区の災害対策

私たちが暮らす中野区では、
どのような災害対策をしているのか
知っていますか？
私たちのまち中野区の災害対策を
「今」学びましょう。

「地域防災住民組織（防災会）」とは

地域防災住民組織（防災会）は、町会、自治会をベースに区内全域で組織されています。災害発生時には、その地域に居住する人は、年齢・性別・国籍を問わず全員が防災会員という考え方に基づき構成されています。

※町会・自治会…地域活動の中心的な役割を担う組織です。入会の申込みを行った住民で構成されます。

「防災会」はなぜ必要か

阪神・淡路大震災の時には、多くの人のがれきに埋もれました。消防や自衛隊などの公助によって救助された人もいますが、6割近い人は家族や近隣の人々に助け出されています。このような事実からも大災害の時には、地域の減災活動の核となる組織が必要となることが分かります。



自身の防災会を知るには

防災会はお住まいの住所ごとにそれぞれ組織されています。P102～P111の一覧表や区ホームページから自身の防災会を知り、防災訓練等の活動に積極的に参加しましょう。

HP ホーム>中野区防災サイト>地震に備える>地図・避難所>震災時の避難所・広域避難場所>ページを開く



防災リーダーとは

区では地域防災力の向上の取り組みの一つとして「中野区防災リーダー事業」を行っています(令和4年度にて新規募集終了)。防災リーダーとは、地域の防災活動に貢献する意思のある方で、区が主催する「中野区防災リーダー養成講座」を受講することで、防災士の資格の取得等、地域の防災活動の担い手になるための正しい知識や技術を習得した方のことです。

防災リーダーは、地域の防災力向上のために次のような活動で活躍しています。

防災リーダーに期待する役割・活動

平時は防災の知恵袋として・・・

- ・ 防災会と協力して防災訓練の企画や指導
- ・ 地域住民の防災に関する相談相手

災害時は実務面のリーダーとして・・・

- ・ 防災会への助言・補助
- ・ 地域住民に対する具体的な先導

HP ホーム>中野区防災サイト>地震に備える>自助・共助>中野区防災リーダー養成事業>ページを開く

フォローアップ講座

防災リーダーに認定された後も、「フォローアップ講座」を開催し継続的に防災に関する知識・技術を深めていただいています。



防災リーダーの活動事例

防災リーダーになった方は、様々な形で地域の防災力向上に貢献していただいています。



- ・ 中野区総合防災訓練にて避難所資機材ブースを担当
- ・ 避難所のボランティアを養成する講座を企画・実施
- ・ 複数の町会合同の防災訓練を企画・実施
- ・ 避難所開設訓練での資機材操作指導
- ・ 防災座談会の実施



初期消火

初期消火の重要性

中野区の被害想定(P10参照)では、火災による焼失棟数は1,328棟という数字がでています。しかしそのうち出火元となるのは11棟となっています。この数字からも分かるように火災を初期の段階で消火すれば、被害を小さく抑えることができます。バケツなどの身近な器具や区が配備している資機材を使って初期消火を行いましょう。

初期消火資機材の特徴

火災の程度や場所に応じて使い分けをしましょう(使い方はP72～P87参照)。

初期消火設備比較表			
	設置場所	水源	特徴
消火器 	区内の道路等 集合住宅や 各家庭	消火器自体 に液、粉末 が入っている。	操作が簡単。各家庭で準備が可能。道路等に多く配備しているため確保がしやすい。
スタンド パイプ 	各防災資機材 倉庫 (P102～P111 参照) 公園等	道路上の消 火栓	水道管の圧力を利用して放水。軽量で操作が簡単。
軽可搬 消火ポンプ 		防火水槽 (公園等に 設置)や川、 池	小型のポンプで給水・加圧して放水が可能。

初期消火を行うにあたって

初期消火は非常に重要ですが、自身の命を守ることが最優先です。火災の状況によっては無理せずに、避難しましょう。

避難所と広域避難場所

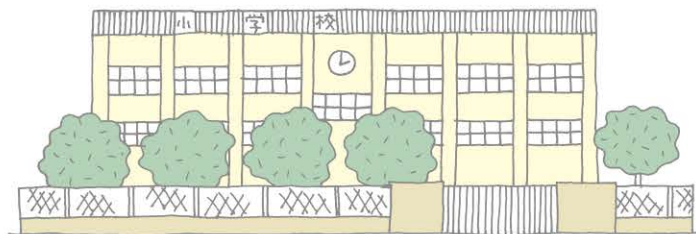
区や東京都では避難所や広域避難場所を指定しています。状況に応じて避難の必要の有無や、避難する場所を判断しましょう。

避難所

区では災害時の救援・救護活動の拠点として、小・中学校などを避難所に指定しています(P102～P111参照)。原則自宅での生活が困難になった場合の生活の場であり地域の救援・救護施設です。

避難所では、情報の伝達収集、負傷者の救護、給水や給食、生活物資の配布など様々な活動を行います。各避難所には資機材や備蓄物資を配備しています(P119参照)。

管理・運営は避難所運営本部を中心に行いますが、人員が不足することが想定されます。避難してきた方や周りの方の助け無しでは運営は困難です。積極的に協力しましょう。



避難所の開設基準

避難所は以下のいずれかの場合に開設します。

- ① 要收容者・救護者が多数見込まれる時
- ② 区長が必要と認めた時(中野区の震度が5強以上のとき、危険が切迫している場合、もしくは、避難指示等が発令されたときなどに、あらかじめ指定された区職員、施設管理者、地域防災会長等が、避難所開設を必要と認めた場合は、これを区長が認めたものとみなし、各人が協力、またはそれぞれが独自に開設できることとする。)

※避難所と広域避難場所を地図にまとめた「中野の防災」は区ホームページか、区役所、区民活動センターまたはすこやか福祉センターにて配布しています。

HP ホーム>中野区防災サイト>地震が発生したとき>中野区防災地図(中野の防災)>ページを開く

広域避難場所

火災の拡大などで自宅や避難所にいることが危険になってきた時の避難先として東京都が指定しています(P112参照)。備蓄物資等の配備はありません。

中野区避難所運営マニュアル

震災発生初期の活動の目安として、中野区避難所運営マニュアルを作成しております。本マニュアルでは、震災発生直後に皆様が行う、自助から共助を経て、避難所の開設運営(公助との連携・協働)に至る流れを示しています。

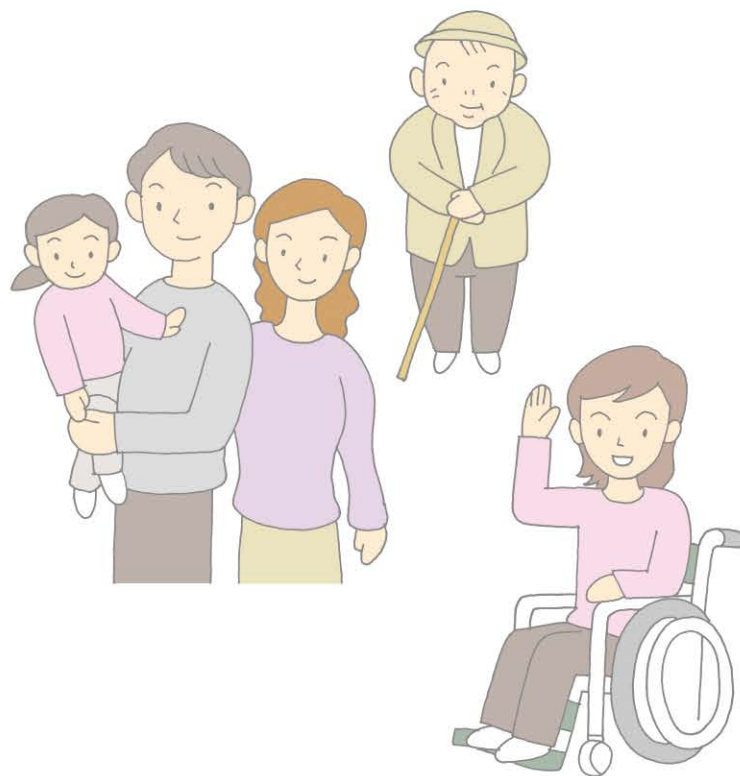
ご家庭や事業所などの震災対策に中野区避難所運営マニュアルをお役立てください。

HP ホーム>中野区防災サイト>避難所>震災時の行動を学ぶ「中野区避難所運営マニュアル」>ページを開く

二次避難所(福祉避難所)とは

中野区では災害時において、避難所に避難した被災者で、避難所生活を続けることが困難となった高齢者、障害者、被災孤児、児童、乳幼児親子等について区内の施設(P113参照)を二次避難所として開設し救援、救護活動を行います。

二次避難所の運営は、施設の職員、区職員、ボランティア及び介護をする親族によって行われます。



避難所の備蓄／防災資材倉庫

避難所の備蓄について

区内にある各避難所には、概ねP119の表のような備蓄物資や資機材を保管しています。

区では、最初の2日分の食料としてクッキー、アルファ化米等を備蓄しており、2、3日目は東京都からの支援を受け、4日目以降は全国からパンやおにぎりの支援を受ける体制となっています。そして1週間が過ぎるころにはお弁当へと変わっていきます。震災後の生活に困らないために、また真に物資を必要とする方のためにも、避難所の備蓄物資を知り、今からできる備蓄をお願いします。

防災資材倉庫について

災害時の消火・救助活動や避難誘導等に使用できる資機材を防災会ごとに配備しています。平時は倉庫に鍵をかけて防災会で管理を行っています。配備物はP120、倉庫設置場所はP102～P111をご覧ください。



「災害時個別避難支援計画書」について

区は、いざという時に一人では避難が難しい方(要支援者)の安否確認や避難支援を円滑にするための災害時個別避難支援計画書の作成を進めています。この計画書は、要支援者の、介護や障害の状況、避難時に必要となる機材等の情報を支援者と共有し、災害時に備えます。



※支援者＝災害時個別避難支援計画書の情報を利用して要支援者本人の安否を確認し、必要に応じて避難所等への避難を手助けする方

次の方を対象として、作成を進めています。

対象 次の①～⑥のいずれかに該当する方

- ① 要介護、要支援に認定されている方
- ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかの交付を受けている方
- ③ 障害支援区分1～6の認定を受けている方
- ④ 70歳以上の単身の方、75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ⑤ 児童及びその保護者(特に支援が必要として区長が認めた方)
- ⑥ 上記に準ずるものとして区長が認めた方

問い合わせ

地域支えあい推進部 地域活動推進課

電話 03-3228-5582 FAX 03-3228-5620

災害時の医療

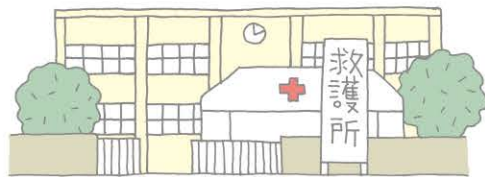
災害時(緊急時)は日常では考えられないような多数のけが人の発生が予想されます。また、交通網や通信網は混雑し救急車も思うように呼べなくなる可能性があります。このような状況では、病院へけが人が殺到してしまうと病院は機能不全に陥り、救命処置が必要な方への手が足りなくなります。災害時医療は皆様の理解と協力が不可欠です。

医療救護体制

区は発災後速やかに災害対策本部を設置し、救護所・医療救護所(避難所)の設置状況の確認や、医師会、病院などの各関係機関との連絡体制の確立を図ります。

救護所とは

発災後、それぞれの避難所は救護所と位置づけられ、避難所運営組織の中の救護・衛生部や日本赤十字奉仕団により軽症者の応急手当てを行います。



医療救護所

避難所の救護所のうち、必要に応じて15か所を医療救護所として立ち上げます。医療救護所では五師会の連携・協力の元、トリアージ(次項目参照)や医療行為を行います。

※五師会…医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会

トリアージとは

トリアージとは応急的な選別のことで、医療救護所や病院の手前で行い、多数の傷病者の中から重症者を優先的に治療するために選別することを指します。

災害拠点病院・災害拠点連携病院

重症者や中等症者の治療を行う病院です。中野区内では次の病院がそれぞれ指定されています。

災害拠点病院(主に重症者)	
新渡戸記念中野総合病院	中央4-59-16
東京警察病院	中野4-22-1

災害拠点連携病院	
横畠病院	新井1-38-6
総合東京病院	江古田3-15-2



帰宅困難者対策

東北地方太平洋沖地震発生時には、公共交通機関等の運行停止に伴い多数の帰宅困難者が発生しました。この教訓から、東京都は「東京都帰宅困難者対策条例」を制定しました。これを受け、中野区も東京都や関係機関と連携し、帰宅困難者への対策を推進しています。

次の項目を確認し、自身が帰宅困難になった場合を想定しておきましょう。

むやみに移動を開始しない

多くの人が移動して、道路等が埋まると救助活動に支障をきたす場合があります。また余震等で二次災害にあう可能性もあります。災害時はむやみに移動せず安全を確認したうえで、職場や外出先または、近隣の避難所で待機しましょう。

事業所

施設の安全を確認したうえで、従業員を事業所内で留まらせましょう。そのための水や食料などの備蓄に努めてください。

一時滞在施設

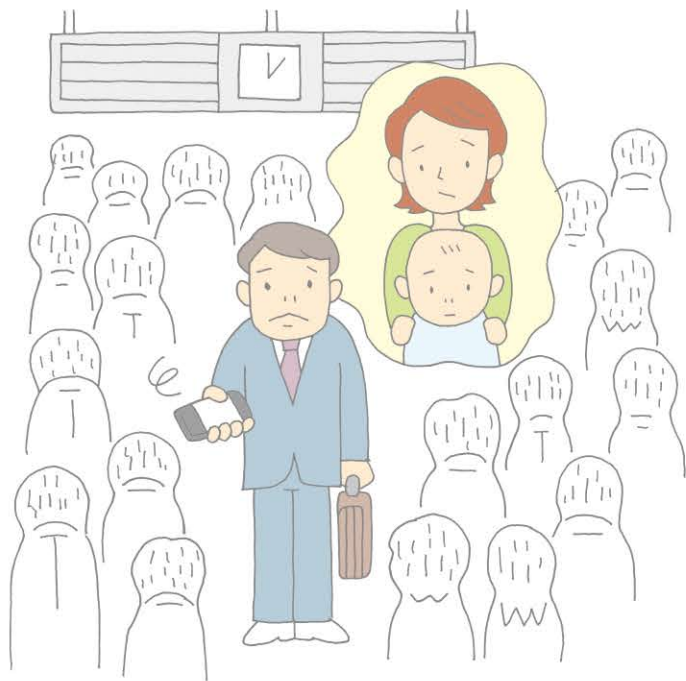
買い物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設が開設されます。一時滞在施設では要配慮者や高齢者などを優先し、助け合いましょう(区内の施設はP114参照)。

災害時帰宅支援ステーション

災害時帰宅支援ステーションは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行っています。右のマークがついたコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ファミリーレストランなどに開設されます。



このマークが目印



中野区の災害体制

災害対策は国をはじめとする公共機関がそれぞれの役割を分担し、協力して実施することになっています。

区は住民にとって最も身近な基礎自治体として、区民の生命、身体及び財産を災害から守るために重要な責務を負っています。

中野区では、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を実施する必要があると認める時に、中野区災害対策本部を設置します。

災害対策本部では、関係機関との連携を行いながら避難所の開設や物資の配分、避難の指示など多岐にわたる業務を行い、職員一丸となって対応します。

職員訓練

実際に発災したと想定し、災害対策本部長である区長をはじめ、職員がそれぞれの役割に分かれ、訓練を行っています。

